

電気関係報告規則第4条の2に基づく届出書の記載例 1

● PCB含有電気工作物であることが判明した場合の届出

種類の欄には、下記の13種類の電気工作物のうち該当するものの番号を記入する。**他の届出書も同様である。**
(例えば、変圧器の場合には「1」を、電力用コンデンサーの場合には「2」を記入する。)

(1) 変圧器（柱上変圧器を除く。）
(2) 電力用コンデンサー
(3) 計器用変成器
(4) リアクトル
(5) 放電コイル
(6) 電圧調整器
(7) 整流器
(8) 開閉器
(9) 遮断器
(10) 中性点抵抗器
(11) 避雷器
(12) OFケーブル
(13) 柱上変圧器

高濃度の欄には、高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの場合、「○」を記入する。

低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの場合、空欄のままとする。

表示記号等の欄には、PCB内規の別表を参照し、高濃度PCB含有電気工作物に該当するものの場合にあっては、銘板に記載されている表示記号「不燃性油変圧器」又は型式「TPB」などのように記入する。

低濃度PCB含有電気工作物に該当するもの場合も、同様に記入する。

様式第13の2
ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置等届出書
平成28年12月 1日
関東東北産業保安監督部長 殿

住所 〒XXX-XXXX
愛知県名古屋市中区〇〇〇X-X
氏名 歩利園香産業株式会社
代表取締役 美苗 二偉流

電気関係報告規則第4条の2第1項の表第1号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有していることが判明したので、その旨、届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	歩利園香産業株式会社 関東営業センター
事業場の所在地	〒XXX-XXXX 神奈川県横須賀市〇〇〇X-X
連絡先	歩利園香産業株式会社 関東営業センター 総務部 管財グループ TEL XXX-XXXX-XXXX

(電気工作物に係る事項)

種類	高濃度	定格容量	製造者名	表示記号等	使用状態	製造年月	設置年月	個数
1	○	100kVA	5	NIKAX	設置	1970.6	1971.1	1
1		160kVA	6	RA-T	設置	1980.1	1980.6	2
2	○	30kVA	18	THK	設置	1963.3	1963.不明	2

(その他参考となるべき事項)

(上記1行目の電気工作物)製造番号:XX203803
(上記2行目の電気工作物)製造番号:XXXX029202、PCB濃度:10.3mg/kg
製造番号:XXXX734312、PCB濃度:4.8mg/kg
(上記3行目の電気工作物)製造番号:XXX277823
製造番号:XXX573336

住所には、設置者の本社、本店、本部等の所在地を記入する。

使用状態の欄は、使用中のものにあっては、「設置」と記入する。
(使用状態が「予備」を適用できるものは、ほとんどない。)

既に電路から外して保管中であつたものについて、PCB含有が判明した場合には、電気関係報告規則の**設置等届出が不要**であり、都道府県市へPCB廃棄物としてのPCB特措法の届出を要する。

個数の欄には、種類から設置年月までのすべて同一のものが複数台ある場合、その個数を記入する。
すべて同一のものがいない場合、「1」を記入する。

その他参考となるべき事項の欄には、個体を識別するための製造番号や、わかっている場合のPCB濃度などを、任意に記入する。

なお、PCB含有電気工作物を譲り受けた場合は、譲り受けた旨、譲り渡した者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所及び譲り渡す前の事業場の名称を記入する。

製造者名の欄には、下記の24種類の製造者名のうち該当するものの番号を記入する。**他の届出書も同様である。**
(例えば、(株)明電舎の場合には、「5」を記入する。)

(1) 株式会社愛知電機工作所
(2) 富士電機製造株式会社
(3) 株式会社日立製作所
(4) 北陸電機製造株式会社
(5) 株式会社明電舎
(6) 三菱電機株式会社
(7) 日新電機株式会社
(8) 大阪変圧器株式会社
(9) 株式会社高岳製作所
(10) 東光電気株式会社
(11) 中国電機製造株式会社
(12) マルコン電子株式会社
(13) 二井蓄電器株式会社
(14) 東京電器株式会社
(15) 松下電器産業株式会社
(16) 日本コンデンサ工業株式会社
(17) 株式会社関西二井製作所
(18) 株式会社指月電機製作所
(19) 株式会社帝国コンデンサ製作所
(20) 古河電気工業株式会社
(21) 東京芝浦電気株式会社
(22) 日立コンデンサ株式会社
(23) 株式会社西島電機製作所
(24) その他